

日時：平成30年11月27日（火） 10:00～11:00

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 108会議室

＜福祉保健局 出席者＞（敬称略）

障害者施策推進部	精神保健医療課	課長代理（生活支援担当）
同	計画課	課長代理（社会参加推進担当）
同	同	課長代理（扶養共済担当）
同	地域生活支援課	課長代理（総合支援担当）
同	同	課長代理（在宅支援担当）
同	同	課長代理（居住支援担当）
同	同	課長代理（就労促進担当）
同	施設サービス支援課	課長代理（障害児通所支援担当）
同	計画課	課長代理（調整担当）
少子社会対策部	家庭支援課	課長代理（母子保健担当）

＜都市整備局 出席者＞

都営住宅経営部	経営企画課	課長代理（管理企画担当）
同	指導管理課	統括課長代理（指導調整担当）

＜東京LD親の会連絡会 出席者＞

- ・けやき 3名
- ・ルピナス 3名
- ・にんじん村 2名

1. 一生涯を通して切れ目のない、LD等発達障害者支援体制の確立

- (1) LD等発達障害のある人にとっては早期発見・早期支援によってその後の成長に大きな影響があります。検診結果が経過観察になった場合には、家族に対し継続的な検査や支援の機会を設けるように指導してください。
- (2) 乳幼児期に発達障害が早期発見されても、保育園、施設職員等の専門知識のある職員の数が不足していて、十分な対応がなされず、早期発見の効果が少なくなっています。職員を増員するとともに、質の向上を図ってください。

回答：（障害者施策推進部 精神保健医療課）

東京都は区市町村包括補助事業により、区市町村が支援専門員及び医師、心理師、OT、PTなどを配置し、幼稚園、保育園等を巡回指導することで、発達障害のあるお子様を早期に発見するとともに早期に支援機関につなげるための取り組みを支援しております。こうした取り組みは、平成29年度で36区市町村に広がりを見せております。また区市町村や支援機関などの発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者に対して発達障害への理解と支援の充実を図るため、様々なテーマを設けて研修を実施しております。引き続き、こうした取り組みにより、LDなど発達障害のある児者への支援への充実を図って行きます。

回答：（少子社会対策部 家庭支援課）

少子社会対策部では乳幼児期に関する母子保健を担当しておりますが母子保健施策に関しましては区市町村がサービス従事者となっております。東京都は広域的な観点から区市町村に対する支援を行っておりますので、その観点から回答いたします。私どもは区市町村の母子保健水準の維持向上を図るため区市町村の母子保健の職員や医療機関関係者を対象として母子保健研修という研修会を毎年10回ほどやっています。そこでは必ず乳幼児の発育発達、乳幼児健診に関する基本的な事項を入れて行っています。

また、より専門的な研修（引き続きになりますが、都立小児総合医療センターに委託しております）、医療機関、保育、学校、療育施設など地域の関係機関が子どもの心に関する診察や日常生活の中での疾患や障害特性に応じた適切な対応が行えるような研修を行っております。こちらも先ほどの母子保健研修と同じように年間複数回行っております。

こうした取り組みに加えまして乳幼児健診で経過観察となった乳幼児の方のフォローを行うべく包括補助事業において各区市町村への財政支援を行って、区市町村が適切に対応できるように東京都として支援を行っております。

- (3) 最近トスカでは成人の発達障害の相談が増えていると聞いていますが、障害者施策区市町村包括補助事業を活用して、成人期支援を行うようご指導ください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害の地域の支援につきまして都は区市町村が主体的に支援拠点を整備し、関係機関などと連携した支援体制の構築が図られるよう、区市町村包括補助事業により支援しております。トスカに配置の地域支援マネージャーにより、障害者施策区市町村包括補助事業を活用した成人期支援について各区市町村へ支援や助言などを行っております。

- (4) 障害者施策区市町村包括補助事業を活用し、すべての区市町村でライフステージに沿った切れ目のない支援が継続的に受けられるように区市町村にしっかりと予算化するよう指導をお願い致します。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

東京都の包括補助事業につきましては、区市町村が地域の実情に応じて創意工夫をこらして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に期する事業を支援しております。発達障害支援のメニューとしては二つが主にありまして、専門職の配置を中心として発達障害者もしくは発達障害児の早期発見早期支援のためのシステムの構築のための「区市町村発達障害者支援体制整備推進事業」、また、成人期の方々を対象とした専門職を配置して発達障害者主に成人の支援のための仕組みを構築する「発達障害者支援体制整備推進事業成人期」など、区市町村が選択をして実施する事業に対して東京都は支援を行っております。今後も区市町村に対して都は説明会等を通して引き続き事業実施の声をかけていきたいと思っています。

- (5) 発達の記録やその都度の支援内容を一括して管理できるサポートファイルは徐々に普及活用されてきているとの事ですが、現在の普及状況をお知らせください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

平成30年4月1日現在、個別支援ファイルの情報を共有のための手段として活用している自治体は23区市という事になっております。

- (6) 「自立支援医療」の更新期間は精神保健福祉手帳と同様、2年間にしてください。昨年の回答によれば、有効期間について「地方公共団体、関係団体から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年度中に結論を得る。…」とのことでしたので、その結論をお教えてください。
又、国に有効期間を2年とすること、精神障害者保健福祉手帳の有効期間との整合性を図ることを要望しているという事でしたが、その後の進捗状況をお教えてください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

自立支援医療費精神通院医療費の有効期間については、地方分権改革に関する平成29年度の地方からの提案等に対する対応方針閣議決定において、地方公共団体関係団体などから意見聴取を行ったうえで、現行の1年を延長することについて検討して平成31年度中に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講じるという事とされました。昨年、平成29年度中に結論を得るという事でしたが、結論が国の方で延期されて31年度中という事になりました。それを受けて都は引き続き他の都市とも連携して、国に対して診断書の提出を2年に一度にしたことに合わせて旧精神保健福祉法第32条に基づく公費負担制度と同様に有効期間を2年間とすることを、精神障害者保健福祉手帳の有効期間との整合性を図ることという事で国に要望を引き続きしています。

- (7) 就労している発達障害者にとっては、各種手続き（申請・更新等）のために、その都度仕事を休むことが負担になる場合があるので、休日などにも窓口を設けるよう区市町村にご指導ください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

各自治体の各窓口の開設の日時についてはやはりそれぞれの窓口を運営している自治体が地域の実情に応じて独自に決めているところです。東京都の方から土日も時間外に窓口を開けなさいという指導はなかなかできない分野です。個別のご要望についてはそれぞれ各自治体の方にご要望頂くようお願いをさせていただきます。

2. 専門的人材の育成

- (1) 昨年の回答でも発達障害者支援センターの増設はしないということでしたが、法改正に伴い複数設置できるようになったので、重ねて増設をお願い致します。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害者支援センターの増設についてですが、都はこれまでも発達障害児・者と家族の方が身近な地域で安心して暮らせることが出来るよう、区市町村において発達障害児・者支援体制の整備を図っているところです。区市町村レベルというところがありますので都のセンターは一つという事で発達障害者支援センターの増設は考えておりません。なお、昨年度から東京都発達障害者支援センターにおいて、地域の支援力の更なる向上を図ることを目的に、区市町村や支援機関が会して地域が抱える発達障害者支援の取り組みや、抱える課題について意見交換を行う地域連携会議を開催しており、こうした取り組みによって区市町村における発達障害児・者の支援体制の充実を図っていくところです。

- (2) 各区市町村の発達障害に対応する窓口担当職員が、LD等発達障害についての専門的な知識を持って対応できるよう、人材育成の徹底を指導してください。また、地域格差がないようにご指導ください。さらには、窓口の職員だけでなく、関係部署内全ての職員対象に研修を行うよう指導してください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

東京都では区市町村や支援機関等、発達障害児の支援に携わる職員や医療従事者の方に対して、発達障害への理解と支援の充実を図る為に、毎年様々なテーマを設けて研修を実施しています。今後も発達障害児・者支援に携わる職員が発達障害児・者の様々な特性に対応できるよう、毎年テーマを見直しながら人材育成に努めているところです。尚、研修の周知については、区市町村や福祉保健局中心に他の部署にも協力などを依頼して、関わりのある機関などに周知をお願いしております。

3. LD等発達障害のある人の自立生活援助

- (1) 国は平成30年4月から施設入所支援や共同生活援助を利用している方々を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応による地域生活に向けた相談助言等を行うサービス、「自立生活援助」を新設しましたが、「自立生活援助」の居宅への定期的な巡回訪問等が実施されている区市町村の数と実施状況を分かる範囲でお聞かせください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

平成30年4月から新たに障害福祉サービスとして創設されました自立生活援助につきましては、創設に当たって3月にグループホーム等の事業者に対してサービス内容の案内や指定要件など、申請して頂くための情報について周知を行っている所です。都内の指定状況につきましては平成30年の11月1日現在の情報になりますが、事業所所在地ベースで申し上げますと26区市42件の指定をしております自立生活援助のサービスが提供されています。

- (2) 親亡き後の生活支援も見据えた体制整備、支援体制を確立してください。障害者手帳の取得が難しいボーダーラインの人たちに対しても、一人暮らしや自立した生活をするための生活訓練が少しずつ受けられる体制を整備するように区市町村に対して指導して下さっていますが、先端的事例や、具体的な支援を実施しているところがあれば、お聞かせください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害児・者が身近な地域で生活を送れるよう乳児期から成人期まで、ライフステージに応じた支援を行う事が重要であると考えております。そうした事から、都は区市町村が主体的に発達障害児・者に対する支援拠点を整備して、関係機関と連携した支援体制の構築が図られるよう区市町村包括補助事業により支援しています。なお、昨年度から開催しております地域の支援力のさらなる向上を図ることを目的にいたしました、区市町村や支援機関等が会して地域がかかえる発達障害児・者支援への取り組みやかかえる課題について意見交換を行う地域連携会議等においても、要望の課題について今後取り上げていくことで地域における支援体制整備の確立が図っていけるよう努めて参ります。

- (3) 発達障害のある人たちが地域で安心して生活するための支援事業（放課後等デイサービス、就労支援施設、就労定着支援事業所、作業所、グループホーム等）の職員、関係者に向けてもLD等発達障害についての研修や講習会を開催し、理解啓発を進めてください。各区市町村によって対応や支援内容に格差が発生しないように指導

してください。また、その運営についても適切かどうかを定期的に確認してください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

区市町村の格差の事ですが、2の(2)のあたりと同様の所ではございますが、東京都といたしましては区市町村や支援機関などの発達障害児・者の支援に携わる職員や医療従事者に対して、発達障害への理解と支援の充実を図るために毎年さまざまなテーマを設けて研修を実施しています。今後も発達障害児・者支援に携わる職員の発達障害児・者の様々な特性に対応できるように毎年テーマを考えながら人材育成に努めていきたいと考えています。

- (4) 発達障害のある人たちが地域で生き生きとした生活を送るために、通学、通勤、通所にガイドヘルパーを利用できたり、旅行、イベント等への待ち合わせ場所への送り迎え等、ドアツードアでない場合も利用したい例があるので、移動支援の利用範囲を拡大して柔軟にしてください。又、ガイドヘルパー研修に発達障害を取り入れてください。

回答（障害者施策推進部 地域生活支援課）

移動支援事業につきましては区市町村の地域生活支援事業に位置付けられているのですが、どこまで利用範囲の拡大をするかということも含めて各区市町村においてそれぞれ個別に実施する内容を決めているところです。しかし一方で事業に必要な費用につきましては都としても応分の負担を行っておりますし、また、国の方も費用の負担を行っておりますので、区市町村の財政力によって格差が生じないように十分な財政措置については引き続き都は国に対して要望をしております。

回答（生活福祉部）

ガイドヘルパーの研修について、東京都においても屋外における移動が困難な障害者等に対する移動支援に必要な知識、技能を有するヘルパーの養成を目的とした、障害児・者移動支援従業者養成研修を東京都で指定した事業者において実施をしています。

- (5) 平成 30 年度成人期発達障害生活支援モデル事業について、進捗状況を教えてください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

平成 30 年度の新規事業ですが、成人期発達障害者生活支援モデル事業については晴和病院を受託機関として実施しております。成人期の発達障害者などを対象とした医療機関における専門的なプログラムによって支援手法の標準モデルを作成していこうという事です。さらにそれを今後普及啓発していき、それによって発達障害者の自立生活に向けた支援体制の整備を図っていこうという事で現在動いています。

- (6) 「東京都心身障害者扶養共済制度」について都民に広く周知してください。また、区市町村の障害者福祉担当課の職員にも適切に指導してください。

回答（障害者施策推進部 計画課）

「東京都心身障害者扶養共済制度」につきましては東京都や区市町村が作成する広報物、冊子類やホームページでの案内を行っている他、平成 29 年度には国の方で新たに作成した制度周知のためのパンフレットを都内の特別支援学校、私立公立全校へ配布することによって加入対象となる障害のあるお子様の保護者の方への周知に努めている所です。また、区市町村の障害福祉担当課の職員の方に対しては毎年 4 月に扶養共済制度の事務に関する説明会を個別に開催していて、窓口での各種手続き受付について必要な詳細な説明を行っている他、東京都福祉保健財団内に東京都扶養共済事務センターを設置しておりまして、東京都から事務を行う中で区市町村職員に対しては年間を通じて必要な指導を行っています。引き続きこちらの制度の周知を図っていくとともに区市町村窓口業務において適切な助言や指導を継続することによって、本制度の対象となる方々への支援を行っていくつもりです。

4. 就労移行支援事業及び就労定着支援事業について

- (1) 就労移行支援事業所には地域格差があり、就職率に差が見られます。自立に向けた就労促進策を充実させるためにも、東京都が率先して就労移行支援事業所の訓練内容を把握し、どの事業所でも効果的な支援が受けられ、一般就労に結びつくように指導してください。
- (2) 就労移行支援事業所や就労定着支援事業所向けに行っている実践的な研修内容や参加状況を教えてください。また、事業所を認定する際には必ず研修を受けることを認定条件に加えてください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

就労移行支援事業と今年度より始まっております就労定着支援事業についてのご質問ですが、(1)と(2)を合わせての回答になります。障害者の就労支援においては就労支援プロセスが非常に大切でありまして、就労を希望する障害者の障害の特性ですとか個性を理解して関係者が協同して支援を行うことが、非常に重要なことだと認識しております。そこで私どもとしましては支援経験1年未満などと経験の浅いこれら支援事業所の支援員に対しまして、障害者就労支援体制レベルアップ事業という名で、研修としましては就業支援基礎研修の実施をしております。この研修の中で就労移行支援事業所と支援員の人材育成に取り組むことにより、事業所の支援の質の確保に努めております。この他にも就労支援定着支援等のスキル向上研修を今年度から開始しております。また、精神障害者就労定着連携促進事業というのも今年度から新規で開始しております。この中に研修事業が含まれております。こういった研修を通してまず支援員の基礎力の向上、企業とのマッチングスキルですとかアプローチの方法の研修、それから医療機関をはじめとする各支援機関との連携のスキル、これらの向上を図っているところでございます。

(2)でお尋ねのありました研修の内容、参加状況ですが、先ほど申しました就業支援基礎研修では、昨年度169名の受講がございまして定員をオーバーして受け入れている状況です。同じものを今年度も実施しておりますが、今年度の受講の状況もほぼ同じレベルになるかと思っております。また、就業支援定着支援等スキル向上研修の前身の昨年度まで実施しておりましたスキルアップ研修につきましては昨年度146名が受講しております。今年度新たに開始しました精神障害者就労定着促進事業の中の研修事業では年間150名の規模を想定して現在取り組んでおります。

事業所の認定要件につきまして研修を要件として加えたいというご要望ですが、事業所の認定要件については総合支援法施行規則という法令と東京都の条例に基づいて行っております。この中で条例に研修をさらに付け加えるということはないのですが、事業所に必ず置かなければいけないサービス管理責任者につきましてはその資格取得に研修の受講が義務付けられておりまして、かなり綿密な研修が行われております。また、就業支援基礎研修というものは、支援員がこの研修を終了することによって事業所が加算を算定できるという事がありまして、これが受講への大きな動機付けとなっております。事業所に対しましては今後とも研修を積極的に受講するように強く呼びかけていきたいと考えております。

- (3) 就労がなかなか難しいといわれる事例でも、環境の整備や、人的な配置等、合理的配慮によって就労がかなっている人がいます。困難事例にも、十分な就労支援の取り組みをするように指導してください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

支援機関が企業に対して人的な支援体制の構築や業務の切り出しなど又は構造化などの、障害のある方が仕事をするための環境整備を事業所や企業に対してアドバイスを行っていただくほか、ジョブコーチなどの内外の支援のコーディネートを行っていく、また個々の障害者ができることを企業に対して提案をしていく等、そういった企業に対する適確なマッチングとアプローチを行っていくことによって様々な障害のある方の就労の可能性が広がっていき、かつその就労後の定着が安定したお仕事が達成することにつながっていくというように考えています。そこで東京都としましては先ほども述べました雇用導入期の企業へのアプローチについての、マッチングスキル向上研修等の研修を実施いたしまして、人材の育成に努めております。この研修の中で特に各企業さんが実際に持っていらっしゃる支援事例ですとか、困難な事例にどのように取り組まれたかというようなものを持ち寄って頂き、事例の共有を支援機関の職員等々と図りつつ、支援者、企業双方の支援スキルの向上を図れるようにプログラム化しカリキュラムを組んで取り組んでおります。引き続き障害者の就労支援が適切になされるように人材育成に努めていきたいと考えておりますし、企業に対する啓発もこういった研修を通してできるものと考えております。

- (4) 就労定着支援事業はどの程度始まっていますか。事業所の数が分かれば教えてください。

- ・今までの東京都の各就労支援センターで独自に行なわれていた就労定着支援も、引き続き実施されることを希望します。
- ・支援期間が3年との事ですが、その後も年1回程度の連絡を行い、就労環境の変化や利用者の変化等を把握してください。
- ・ボーダーライン等で障害者福祉サービスの利用のできない人にも、支援の範囲を広げてください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

今年度始めました就労定着支援ですが、就労定着支援事業所は11月1日現在で都内159か所になりました。特に10月の指定が多かったため10月、11月でかなり数が増えたという事になっております。就労定

着支援事業の開始後も区市町村就労支援センターの機能は変わりませんので、今後も引き続き区市町村就労支援センターでの就労定着支援も実施をしております。就労定着支援事業におけるサービスは就労後6か月から3年間という事になっておりますが、この期間の後さらに継続的な支援が必要な場合には、区市町村就労支援センターですとか障害者就業・生活支援センターが適切に支援を引き継ぐことというのが定着支援事業所に義務付けられております。そういったシステムの中で今後も切れ目のない支援がなされるように努めてまいりたいと存じております。

5. 住宅の支援について

(1)グループホーム(GH)の数が圧倒的に不足しています。新設の予定も微々たるものだと聞いております。LD等発達障害者で手帳就労の場合、給料は10～11万円/月でほとんどが時給就労です。これではアパートに住むには収入が足りません。さらに障害年金を切られてしまったりしたら、どうにもなりません。そこで、GHをもっと増やしてください。さらに手帳就労者への住宅生活支援費を支給してください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

グループホームの実施促進に向けまして、都では平成30年度から32年度を対象としました新たな障害者障害児地域生活支援3か年プランというものを定めまして、3年間で2,000名の定員増の設置の目標を掲げて整備費の設置者負担を軽減する特別助成、国の報酬に上乗せした運営費の補助、それからグループホームを新設又は増設した場合の家屋の借り上げ費等を助成する開設準備等補助事業を行っております。今後もグループホームの設置促進に向けて取り組みを進めて参ります。

回答(障害者施策推進部 計画課)

所得の確保に係る施策は地域で生活する障害者の方が経済的に自立するための重要な課題であると認識しています。この課題は生活困窮者の方、疾病を抱えた方などに係る施策とも整合性を図る必要があります。就労支援や年金制度、医療制度なども含めて国の責任において実施すべきものであると考えております。東京都は衣食住に関わる経費など、生活をしていく上での基礎を賄うための施策については障害基礎年金の増額や住居手当の創設等により、国がその制度を充実するように要望しております。今後も障害のある方が必要なサービスを利用できるよう実態を踏まえた検証を行い改善を図るよう、要望してまいります。

(2)LD等発達障害者には精神障害者保健福祉手帳を所持している人が多いのが現状です。その場合はGHに入居できたとしても2年で出なければなりません。そこで、GHを出た後も近隣のアパートなどをサテライト型GHとして引き続き支援を受けられるよう、生涯にわたっての支援の充実をお願いします。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

サテライト型グループホームは本体住居(普通のグループホーム)との密接な連携を前提とした一人暮らしに近い形態の住居であります。入居してから原則3年の間にそこに住んだまま賃貸借契約を事業者から入居者に切り替える等によりまして一般住宅に移行できるよう支援する制度となっております。また、平成30年度より先ほど説明させていただきました障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者について、一定の期間に渡り定期的な巡回訪問や随時の対応等によりまして適切な支援を行う自立生活援助のサービスが創設されました。これらの制度の活用が円滑に進むよう事業者等に対し周知を行ってまいります。

(3)都営住宅には障害者優先枠があるようですが、ほとんどがファミリー枠の様です。親と同居しているLD等発達障害者が結婚できる可能性はかなり低いと、私たち親は考えています。以前の講演会で、「発達障害者で結婚し離婚しないでいられるのは2%」という話も聞きました。都営住宅の単身障害者枠を増やし、格安で住めるようにしてください。

回答(都営住宅経営部 経営企画課)

都営住宅の入居者資格は原則として同居親族のある世帯を対象としており、単身の方については60歳以上の方や一定の障害者の方など特に居住の安定を図る必要がある方である場合のみ認めております。もともと都営住宅は主に家族向け住宅を供給してござりまして単身者向けに募集できる住宅は数が少ないので、その中で単身障害者枠を設けることは困難だと考えております。

- (4) 都営住宅の障害者枠での入居についての現状をお知らせください(障害者枠の種類、障害種別による制限があるのか、入居にあたって条件等があるのか、申し込み方法、実際の入居戸数等)。

回答(都営住宅経営部 指導管理課)

都営住宅の募集に際し心身障害者世帯の方などを対象に、一般申込者よりも当選率が高い優遇抽選や抽選に寄らず住宅困窮度の高い方から順に住宅を斡旋するポイント方式を実施しております。主な募集は年4回行っておりまして募集案内は都庁や各区市役所などで配布しております。応募は募集時期に郵送で受け付けております。ご参考までに優遇抽選につきましては、一般の方よりも5倍優遇されるのが精神障害者保健福祉手帳の3級の障害者の方が申し込まれる場合で、7倍になるのは同じく精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方になります。

- (5) 緊急一時保護(発達障害児・者の親の入院や、冠婚葬祭等で保護者が留守になる場合等)で利用できる宿泊施設について、東京都の実情(その数、利用方法、利用者数、利用日程、サービス等)をお教えてください。

回答(障害者施策推進部 地域生活支援課)

緊急一時保護事業は障害者自立支援法の障害者児短期入所事業が開始されるまでは、心身障害者児緊急保護事業として実施してきた事業です。現在は各区市町村が独自で緊急一時保護を実施しておりまして、事業の詳細については各区市町村が定めている事から、利用方法や利用者数、日数等については各区市町村にお問い合わせをしていただくようお願いいたします。東京都におきましては障害者施策区市町村包括補助事業等においてこの事業について支援をしております。

6. 放課後等デイサービスについて

- (1) 「放課後等デイサービス」の利用希望があっても、相変わらず長期間空き待ちをしているケースがあります。利用者ニーズに対してどれだけの供給がなされていますか。また、不足分については充実を希望します。

回答(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

放課後等デイサービスの都内事業所数に関しましては平成24年4月の119か所から今年の11月1日現在846か所と7倍以上に増加しております。事業所につきましては区市町村によって事業所が充足して定員割れしている所もあります。また、地域によっては事業所が不足している所もあります。都としては地域の状況を把握しながら実施機関である区市町村とも定期的に連絡会を行うなど連携をしながら指定業務を進めていきたいと考えております。

- (2) 現状では適切な「放課後等デイサービス」が探せず、悩んでいるたくさんの保護者がいます。デイサービスについての相談窓口の存在を広く周知してください。また、利用者の希望に沿ったデイサービスが充実するようご指導ください。

回答(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

都は東京都障害者サービス情報によりまして都内の障害児通所支援事業所の情報については広く公表しております。誰もが事業所の人員やサービスの状況を確認し事業所利用の参考に出来るようにしています。又、利用者さんは区市町村の窓口や相談支援事業所において事業所の利用の相談ができます。その相談支援事業所の情報についても東京都障害者サービス情報に公表しております。それから事業者が新規に事業所を開設する場につきましては開設予定の区市町村へ事業所開設の相談に行くように求めておりまして、その際区市町村の意向を考慮して指定をするようにしております。

- (3) 「放課後等デイサービス」の事業所が急激に増加し、その内容の格差が大きいと聞いています。東京都として直近の事業者数・利用者数・サポート体制・専門性のある職員の数を教えて下さい。また、発達障害についての専門知識を持った職員を配置するようにご指導ください。

回答(障害者施策推進部 施設サービス支援課)

都内の放課後等デイサービス事業所数につきましては先ほど申しましたが、11月1日現在で846ヶ所、定員は8857名です。利用者数につきましては8月の実績では16419人となっています。都は事業所の新規指定の際、新規事業所の開設を希望する事業者を対象に事前協議説明会を開催しております。その際に指定基準や適切な運営について説明を行っています。又、指定相談の際に区市町村への相談内容や当該事業所で行う教育内容を記載した事前調査票の提出を求めて、それを基に事前相談を

行って指定前には現地での確認を行っています。

尚、事業所に配置が義務付けられている児童発達支援管理責任者に関しては放課後等デイサービスを利用する児童と保護者のニーズを適切に把握して個別支援計画を作成し、全従業者が計画に基づいた支援を行っていきけるように調整する等の役割を担っています。都は児童が事業所に於いて適切な支援が受ける事ができるように、提供される支援の管理や客観的評価を行える人を児童発達支援管理責任者として配置するよう指導を行っています。

7. 公的書類のユニバーサルデザイン化

昨年、東京都及び区市町村で扱う届け出用紙・申請書類等は、説明・記入方法がわかりにくいいため、ユニバーサルデザインを目指して、様式・書式等を見直し、障害者本人が記入しやすい、解りやすい形に改善することと、区市町村に対してのご指導をお願いしました。法令の改正時には見直しをして頂けるのご回答を頂きましたが、東京都独自の書式についてはより分かりやすい形にさせていただく事は可能でしょうか？ 実際に困るケースが多く親亡き後はさらに困難になると想像できますので、継続的にご検討いただきたく要望いたします。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

LD等発達障害の方につきましては読みなどの困難さを抱えてというところは十分認識しております。届出用紙提出書類などにつきましては、例えば自立支援医療などでは法令等に定められておまして、まずは支給認定をするにあたって必要な内容を記載できることを目的にして、都の規則などにおいても様式を定めているところで、そういった規則などは法令等の改正があった場合に合わせて改正をしております。ですので、現状すぐに改正などはないのですが、今後そうした改正などの際には頂いたご意見も踏まえて見直しを行っていきたいと考えております。

8. ヘルプマークについて

ヘルプマークを付けている障害者の方を見かけることが多くなりました。東京都が日ごろより普及に力を入れてくださっていることに感謝申し上げます。さらに普及に力を入れてくださるよう、また、配布場所を増やしていただけるようお願いいたします。

回答（障害者施策推進部 計画課）

ヘルプマークの普及につきましては東京都ではポスターやチラシ、リーフレット、グッズなどを作成して様々な機関で掲示などを行って頂くことと、特設サイトを開設して情報発信を行っております。また、東京都だけではなく企業、個人の方や区市町村の方の取り組みが進むようにガイドラインを作成して支援を行っているところです。ヘルプマークの配布につきましては現在、都営交通やゆりかもめ、多摩モノレール、都立病院などで行っておりますけれども、配布窓口に行くことが困難であると相談をお受けした場合には個別に郵送の対応も行っております。また、区市町村におきましてもヘルプマークの作成や配布を進めるため、ヘルプマークの作成経費を包括補助で支援しているところです。今後とも区市町村の取り組みが進むよう支援をまいります。

9. 各関係機関によるネットワークの構築

- (1) 昨年5月に改正された発達障害者支援法では目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要である、と記されています。医療、福祉、教育、就労、警察等による各関係機関のネットワークを構築してください。発達障害者支援地域協議会等でのますますのネットワークの構築をお願いします。また、昨年の質疑応答時にご回答いただいた「地域連携会議」はその後どのように発展されておりますでしょうか。お教えください。

回答（障害者施策推進部 精神保健医療課）

発達障害児・者に対して乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた支援が出来る体制の構築に向けてという事については福祉だけではなく、医療、教育、就労等の各関係機関がそれぞれの役割を担い、協同して支援をしていく事が重要だと認識しています。こうしたことから、都では今年度も引き続いて、発達障害者支援地域協議会に於きまして、各機関の方を委員として各機関の取り組みについて報告、意見交換を行っております。地域連携会議等についてですが、こちらは地域における関係機関のネットワークの構築を図る事も1つの狙いというところもあります。検証を行いながら、各関係機関の更なるネットワークの構築を図っていこうというところ

であります。昨年度は区部支部それぞれ全体会を開きましたが、今年度はさらにそれに加えまして区部、市町村部それぞれを二つの近いエリアに分けて2回ずつ計4回の小規模地域連携会議というのを開催してより連携を深めていく取り組みを実施しているところです。

(2) 中央省庁の障害者雇用の水増し問題がありました。東京都においては、関係諸機関との連携を密にし、引き続き障害者の雇用が正しく確保され、進められるように尽力してください。

回答（総務局 人事部）

東京都は、昭和56年に障害者を対象とした採用選考を開始するなど、積極的に障害者雇用に推進してまいりました。また、平成29年の都知事部局になりますが、障害者雇用率は、法定雇用率を上回る2.73%となっており、近年上昇をしております。今後とも関係諸機関と連携し、障害者の雇用確保の取組を推進してまいります。

質疑応答

Q:けやき:3の(5)ですが、平成30年度成人期発達障害者支援モデル事業で晴和病院を中心に自立に向けたモデル事業を立てていらっしゃるということでしたが、これは生活すべてではなくあくまでも就労までということでしょうか。それともその後、就労して生活を続けていくための支援を含むという事でしょうか。

A:(精神保健医療課 生活支援担当):こちらはモデル事業の中ですのでやっていることはプログラムの試行とかになります。狙いとしては就労というところだけではなく社会的自立というところ。普通は病院に行っただけだとなかなか生活のことまでは訓練できないので、そうした日常生活の訓練等をしながら就労に向けて技術を高めていくという事です。さらに晴和病院でやっている色々なプログラムを他の病院にも普及啓発することによって、ショートとかを活用して日常にすることができるようという事で大きなネットワークを構築したい、まだモデル事業で始めたばかりなのですが、そういった狙いをもって取り組み始めたところです。

Q:けやき:就労移行支援事業ということで4の(4)ですが、市区町村によっては就労支援センターで就労定着ということで、就労して3~4年している人たちにも就労継続事業として実施していると担当者から聞きました。もう働いて定着しているのにさらに「働くとは？」というような研修をしているところがあるようです。それは区市町村からお金が出るからという事ですけど、親にとっては就職して定着したら次は自立とかを目指したいところです。定着の難しい人には継続事業がとても大切と思いますが、過度な研修や指導をちょっとセーブして頂きたいと思います。

A:(地域生活支援課 就労促進担当)就労後の定着研修を区市町村の就労支援センターが実施しているということでしょうか？ちょっと情報不足でどの程度の事がどの位の頻度でなされているかわからないので正確にお答えができないのですが、一般論として障害者雇用をやっている企業の中の支援員の方などから伺った話ですが、就労して3年5年10年経って就労が安定してきて生活が自立していくと、今度は生活環境の変化が始まっていきます。同じ職場の中で職場結婚される方も出てくるし親御さんとの生活の状況が変わってくる場合もあり、その中で就労支援という側面ではなく生活支援の側面が出てくるというところがあります。就労定着という意味ではなくて区市町村の支援センターと繋がっていることによって生活支援の方に繋がっていきけるというような話を聞くことがあります。必ずしも働くという側面だけではなくて何らかの形で区市町村の支援窓口とつながっていくというのは大事なのではないかと考えています。おっしゃっていた過度な本人の必要とマッチしていない研修というのは考えていかなければいけないと思います。

Q:ルピナス:就労移行支援事業とか就労定着支援事業とかに関係して研修が行われていると思うのですが、研修の講師はどんな方がやってらっしゃるのでしょうか？

A:(地域生活支援課 就労促進担当):様々なのですがまずは障害者職業センターの専門の指導員の方、企業とのマッチングに関することならば企業の中で実際に雇用のサポートをしている支援職の方、ジョブコーチの方などです。また、障害者就業・生活支援センターの支援員の方たちは就労移行支援事業所等よりは先を行って密な支援を展開してきておられ、支援のスキルの蓄積をされているので、その支援スキルを開発したての就労移行支援事業所、定着支援事業所に提供して頂くという形で障害者就業・生活支援センターでの研修をお願いするケースもあります。研修の中身によってかなり多岐にわたる方をお願いしています。